

令和3年9月6日

保護者様

田原市立赤羽根小学校長

渡 邊 宏 光

校内で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について（お知らせ）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、県内の新型コロナウイルス感染者は連日 1,000 人を越えており、大変厳しい状況が続いていますが、今後も、校内での感染予防対策を徹底し、できる限り教育活動を継続してまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

さて、令和3年8月27日付けで文部科学省より、臨時休業に関する新たな基準が示されましたのでお知らせします。今後学校は、保健所及び田原市教育委員会と連携し、下記の基準に基づいて臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業）を実施してまいります。

なお、下記の基準を満たさないなど、校内で陽性者が判明しても臨時休業は実施しない場合もあります。また、濃厚接触者を特定したり、臨時休業の要否に係る判断をするための作業として、陽性が判明した児童生徒に対する聞き取りは、保健所に代わって学校が直接行ったりする場合がありますので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

お問い合わせ等は、教頭までご連絡ください。

記

臨時休業の判断基準

- 校内に感染者が発生した場合、濃厚接触者を特定するまでに時間がかかる場合は、臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業）を実施します。（原則2日間）
- その上で「校内で感染が広がっている可能性が高い場合」は、以下の基準により、学校の全部または一部を臨時休業します。

【一部臨時休業（学級閉鎖）】（土日祝を含めた5～7日程度を目安）

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。
 - ①感染者が複数判明した場合（感染経路が明らかに学校と関係のない家庭内感染などであり、発症日（無症状なら検体採取日）から2日間さかのぼっても登校等していない感染者については除く）
 - ②感染者が1名、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③感染者が1名、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）が複数いる場合
 - ④その他、設置者が必要と判断した場合
（※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。）

【一部臨時休業（学年閉鎖）】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

担当 赤羽根小学校（教頭）

電話 （0531）45－2023